

令和8年度函南町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、町の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の推進を図り、障害のある人の自立の促進に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この調達方針は、函南町の事務、事業を実施する各組織において適用するものとする。

第3 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の提供が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所

- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件

- (ア) 障害者の雇用数が5人以上
- (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
- (ウ) 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

- (3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 調達目標

前年度（令和7年度）調達額を上回ること。

第5 調達の推進方法

障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進方法は、次のとおりとする。

(1) 受注可能物品等の情報提供

福祉課は、各部署に対して障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報提供を行う。

(2) 情報収集

福祉課は、障害者就労施設等に発注可能な物品について各部署から情報収集し、情報提供を行う。

(3) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号の規定に基づく随意契約を活用する。

第6 調達実績等の公表の方法等

町は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ公表する。

第7 その他

この方針は経済や雇用の情勢を考慮し毎年度見直しを行うものとする。